

令和4年度 第6回清里区地域協議会次第

日 時：令和4年8月25日(木)

午後3時

場 所：清里区総合事務所 第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

・「(仮称) 地域独自の予算」の概要(案)について 資料1(当日配布)

5 諮問事項

・「新市建設計画の変更」について 資料2

6 自主的審議事項

・「坊ヶ池周辺の活性化の取組」について

7 その他

①令和4年度清里区地域協議会委員視察研修について

②令和4年度第7回清里区地域協議会

日時：令和4年9月15日(木) 午後3時から

会場：清里区総合事務所 3階 会議室

8 閉 会

「(仮称)地域独自の予算」の概要(案)

1 「(仮称)地域独自の予算」をつくる背景、目的

- 上越市は、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地などがあり、地域ごとに育んできた歴史や文化なども様々です。
- この多様性は当市の魅力ですが、人口減少や少子高齢化などが進む中では、地域の活力を保つことが次第に難しくなっています。
- このような中、それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、「(仮称)地域独自の予算」をつくることとしました。

2 「(仮称)地域独自の予算」で大切にしたいこと

- その1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたいと考えています。
- その2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたいと考えています。
- その3 地域の団体や地域協議会が取組を提案できるとともに、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが、木田庁舎の各課等と同じように予算を要求できるようにしたいと考えています。



3 「(仮称)地域独自の予算」のポイント

※「総合事務所等」には、まちづくりセンターを含みます。

(1) 対象とする取組（「(仮称)地域独自の予算」で実現したい取組）

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組

特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

【取組のイメージ】

- 地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品（レトルト、漬物、ファストフード等）の開発・製造・販売
 - 例 妙高市長沢地区「手作りこんにやく」
富山県南砺市「いもがい餅」（里芋入りおはぎ）
- 地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにした苔や山菜の栽培・販売
 - 例 島根県江津市「ごうつコケプロジェクト」
岐阜県郡上市「山菜王国郡上づくり構想」
- 地元の食材と施設を活用した、自然食を提供するレストランや農村レストランの運営
 - 例 広島県神石高原町(じんせきこうげんちょう)「自然食レストラン高原の風」
三重県多気町(たきちょう)「せいわの里まめや」
- 地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替え・転貸などのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出（人口減少対策）
 - 例 清里区「星の清里協同組合」
島根県邑南町(おおなんちょう)出羽(いずわ)地区「合同会社出羽」
- 地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出
 - 例 頸城区「くびき野レールパーク公開及び枕木交換事業」（地域活動支援事業）
中郷区「二本木駅を核とした地域活性化事業」（地域活動支援事業）

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

生活支援、郷土愛の醸成、人材育成 など

【取組のイメージ】

- 移動サービスと日用品小売店（日用品供給事業）を組み合わせた高齢者の外出支援
 - 例 岩手県北上市口内町(くちないちょう)地区「店っこくちない」
十日町市仙田地区「道の駅 瀬替えの郷せんだ」
- エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ
 - 例 高知県四万十市大宮地区「大宮SS」、宮城県丸森町筆甫(ひつぽ)地区「筆甫SS」
- 地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業
 - 例 金谷区「滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動」（地域活動支援事業）
名立区「名立駅マイ・ステーション作戦事業」（地域活動支援事業）
- 地域づくりの実現や新たな取組の創出に向けた人材の研修や視察の実施、災害に対する備えと互助の精神を学ぶ講演会の開催
 - 例 大島区「大島地区活性化ビジョンの実現に向けた視察研修事業」（地域活動支援事業）
三和区「東日本大震災にまなぐ事業」（地域活動支援事業）
- 区内多くの住民の参加が見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域のイベント、偉人の顕彰
 - 例 高士区「ふるさと高士まつり」（地域活動支援事業）
大瀧区「小山作之助の功績を称える事業」（地域活動支援事業）

対象としない取組

- ・新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- ・単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- ・公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- ・地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- ・政治活動・宗教活動を目的とする取組
- ・公序良俗に反する取組 など

(2) 予算の上限額や取組の終期

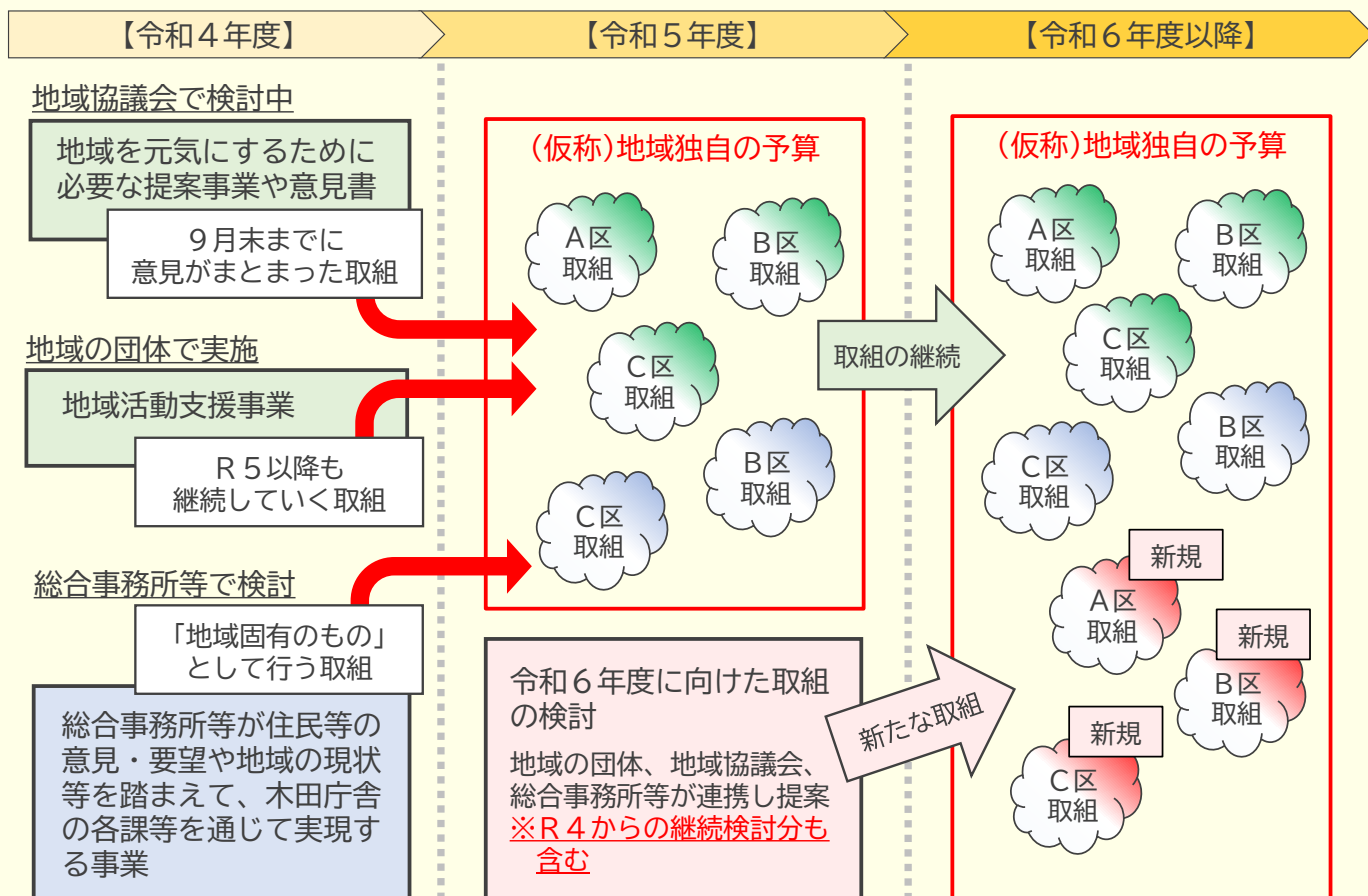
① 上限額

- ・原則、地域自治区ごとの取組件数や金額、また、1件当たりの金額の上限額は設けません。
※予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な額を精査していきます。
- ・地域の団体に対して市が補助金を支出する場合は、補助率の上限を7/10とします。ただし、これまで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、左記(1)①・②に該当する取組は、令和5年度予算での補助率の上限10/10とし、令和8年度までに段階的に上限を7/10に見直します。

② 「(仮称)地域独自の予算」で実現する取組の終期

- ・終期は設けませんが、取組は4年ごとに取組成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いを改めて見直します。
※例 令和5年度から継続していく取組は、8年度に見直します。
※予算化する取組は、複数年度の継続を見込む取組であっても、毎年度、市議会での予算案の議決を要します。

◎ 「(仮称)地域独自の予算」でつくり上げる予算のイメージ図



「全市的な制度・事業」として行う取組は、木田庁舎の各課等がとりまとめ、これまでどおりの予算要求の手順を踏んで、全市の取組として実施

(3) 予算ができるまでの流れ

① 取組の提案

- ・ **地域の団体や地域協議会は、希望に応じて、総合事務所等に取組を提案**します。
※提案された取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されることから、提案されたことをもって、取組の実現を約束するものではありません。
※総合事務所等も取組を提案します。

② 関係者による取組案の具体的な検討

- ・ **提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と互いに連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討**します。

- 地域の団体が提案し、自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、地域の団体は総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いする場合、地域の団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるよう総合事務所等と一緒に働きかけます。
 - 地域協議会が提案する場合、地域協議会は関係する地域の団体や総合事務所等とともに、調査や検討を行います。
 - 総合事務所等が提案する場合、総合事務所等は取組に関わる地域の団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。
- ※ 調査や検討の内容により、木田庁舎の各課等も連携や実務を担います。(次の③も同じ)
※ 総合事務所等は、適宜、地域協議会と情報共有していきます。

③ 予算要求

- ・ **総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求**します。
※15区では、まちづくりセンターの体制を考慮し、自治・地域振興課がとりまとめて要求します。
※地域の団体は、総合事務所等と連携しながら次年度の取組実施に向けた準備を始めます。

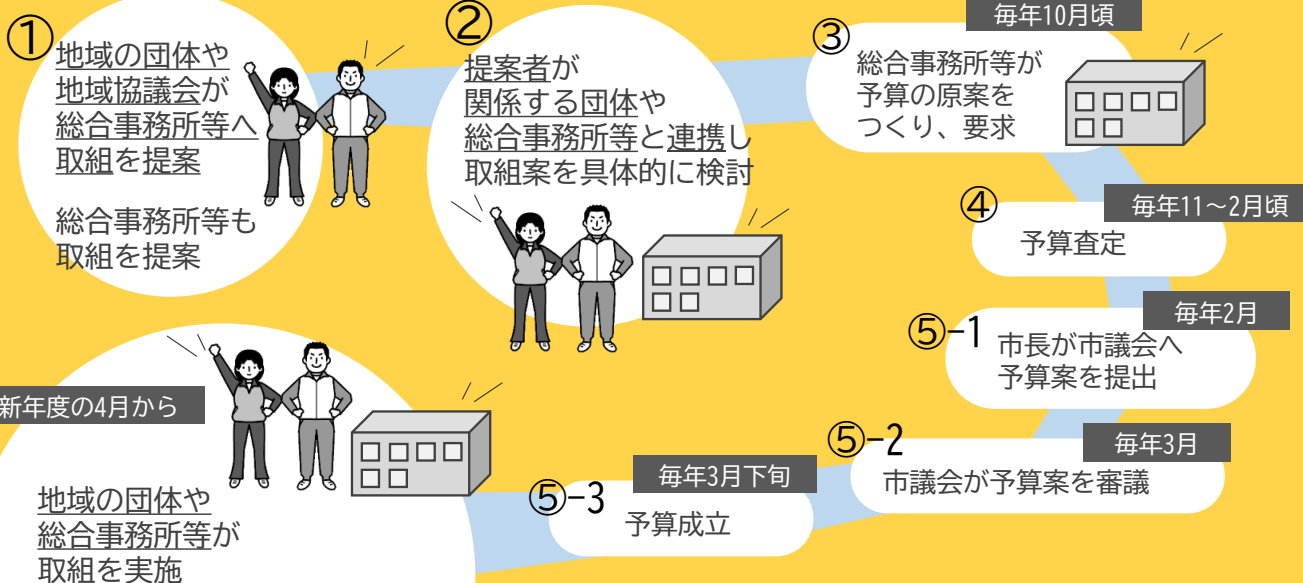
④ 予算査定

- ・ 予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、**最終的に市長が予算案への計上の可否を決定**します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → 市議会の予算審議 → 予算成立

- ・ **市長が市議会へ予算案を提出**し、**市議会が予算案を審議**します。

「(仮称)地域独自の予算」ができるまでのイメージ(令和5年度予算案から実施)



上企第 29045-26 号
令和 4 年 8 月 9 日

清里区地域協議会
会 長 古澤 文夫 様

上越市長 中 川 幹 太
(企画政策部企画政策課)

新市建設計画の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 6 3 号 新市建設計画の変更について
※ 諮問内容については、別紙のとおり。

〔諮問理由〕

新市建設計画に登載した事業で、令和 5 年度以降に合併特例債の活用が見込まれるものがあることを受け、新市建設計画の変更を行うに当たり、「新市建設計画の変更案」を別紙のとおりとすることについて、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

新市建設計画の変更案

I 序論

「2 計画策定の方針」の「(3)計画の期間」

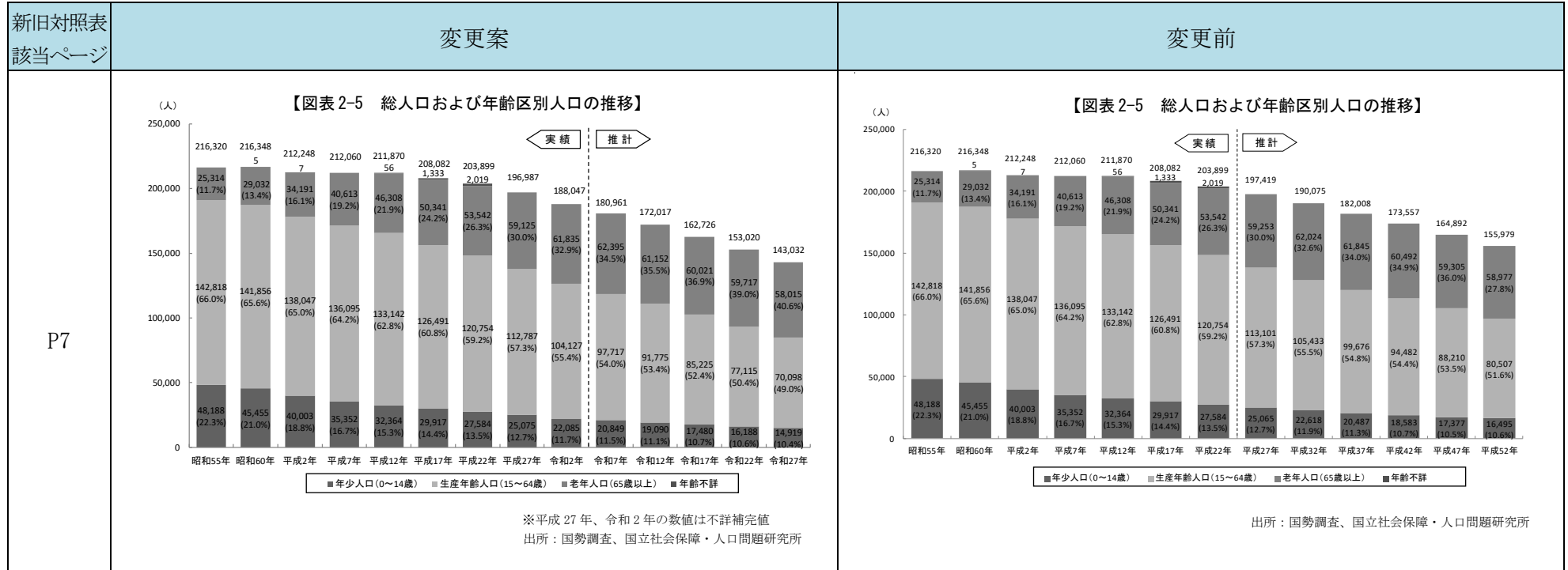
新旧対照表 該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P3	この計画は、平成 17 年度から令和 11 年度までの 25 か年を計画期間とします。	この計画は、平成 17 年度から平成 34 年度までの 18 か年を計画期間とします。	○合併特例債発行可能期間に合わせ、計画期間を改める。

II 新市の概況

「3 人口・世帯」の「(2)人口の将来見通し」

新旧対照表 該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P7	<p>今後も少子化の傾向は変わらず、人口の減少が続くものと予測されていることから、新しい上越市の人口は、令和 27 年には 14 万 3 千人と、平成 12 年より約 6 万 9 千人 (32.5%) 減少する可能性があります。</p> <p>年齢区分別に見ると、65 歳以上の老年人口は実数、割合ともに増加する見通しであり、平成 12 年では、高齢者は「5 人に 1 人以上」ですが、令和 27 年には「2.5 人に 1 人以上」の水準まで高まります。</p> <p>一方、児童・生徒などの年少人口や、地域の担い手となる生産年齢人口は減少していきます。特に生産年齢人口の減少は顕著であり、平成 12～令和 27 年の間に約 6 万 3 千人減少する見通しです。これは、平成 12 年時点で地域にいた働き手のうち、「2 人に 1 人」がいなくなることに等しく、この地域の活力を維持していく上で必要な「人」が更に不足することになります。</p>	<p>今後も少子化の傾向は変わらず、人口の減少が続くものと予測されていることから、新しい上越市の人口は、平成 52 年には 15 万 6 千人と、平成 12 年より約 5 万 6 千人 (26.4%) 減少する可能性があります。</p> <p>年齢区分別に見ると、65 歳以上の老年人口は実数、割合ともに増加する見通しであり、平成 12 年では、高齢者は「5 人に 1 人以上」ですが、平成 52 年には「3 人に 1 人以上」の水準まで高まります。</p> <p>一方、児童・生徒などの年少人口や、地域の担い手となる生産年齢人口は減少していきます。特に生産年齢人口の減少は顕著であり、平成 12～52 年の間に約 5 万 3 千人減少する見通しです。これは、平成 12 年時点で地域にいた働き手のうち、「3 人に 1 人以上」がいなくなることに等しく、この地域の活力を維持していく上で必要な「人」が更に不足することになります。</p>	○総人口及び年齢別人口の将来推計値について、平成 27 年の人口見直し時から数値の変動があるため、人口見通しを最新の数値に改める。

○統計データ等を、最新のデータに修正する。



Ⅲ 新市建設の基本方針

○計画改定後の社会状況の変化等により、現状と合わなくなっている文言等を修正する。

新旧対照表 該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P14	<p>14 市町村の人口は現在 21 万人を超える規模に達していますが、昭和 60 年より続く減少傾向は今後も続くと見込まれ、このままでは 45 年後には現在の 68%程度にまで人口が減少する見通しです。このような中、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、45 年後には「2.5 人に 1 人以上」の割合まで高まります。この一方で、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は共に減少する見通しであり、地域社会の高齢化は急速に進展することが予想されます。</p> <p>特に、地域力を維持する上で必要不可欠な活力源である「働き手」世代である生産年齢人口が大きく減少する問題（平成 12～令和 27 年の間に約 6 万 3 千人減少）は深刻です。</p>	<p>14 市町村の人口は現在 21 万人を超える規模に達していますが、昭和 60 年より続く減少傾向は今後も続くと見込まれ、このままでは 40 年後には現在の 74%程度にまで人口が減少する見通しです。このような中、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、40 年後には「3 人に 1 人以上」の割合まで高まります。この一方で、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は共に減少する見通しであり、地域社会の高齢化は急速に進展することが予想されます。</p> <p>特に、地域力を維持する上で必要不可欠な活力源である「働き手」世代である生産年齢人口が大きく減少する問題（平成 12～ 52 年の間に約 5 万 3 千人減少）は深刻です。</p>	○更新した人口見通しと整合を図るため、文章を改める。

Ⅳ 新市の施策

○変更なし

Ⅴ 新市における県事業の推進

○変更なし

Ⅵ 公共施設の適正配置と整備

○変更なし

Ⅶ 行財政運営

○変更なし

VIII 財政計画

○計画期間の延長にあわせて収支の均衡が図られた平成 17 年度から令和 12 年度までの財政計画に変更する。

※第 3 次財政計画は地域協議会への諮問事項ではないが、現在策定中であり、変更後の案を示すことができないことから、策定後に掲載する。